○八・一〇	その他の果実（生鮮のものに限る。）	六%	B10						
○八一〇・一〇	ストロベリー	六・四%	B7	A	A	A	A	A	A
○八一〇・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー	九%	B7	A					
○八一〇・四〇	クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実	九%	B10	A	A				
○八一〇・五〇	キウイフルーツ	一二%	B10	R					
○八一〇・六〇	ドリアン								
○八一〇・九〇	その他のもの								
	ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし								
	その他のもの								
	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー								
	その他のもの								
○八・一一	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）								
○八一一・一〇	ストロベリー								
	砂糖を加えたもの								
	その他のもの								
○八一一・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	九・六%	B10	A					
○八一一・九〇	その他のもの	一二%	B10						
	砂糖を加えたもの								
	パイナップル								
	ベリー								
	サワーチェリー								
	桃及び梨								
	その他のもの								
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ、レイシ、ベリー及びカムカム	六・九%	B10	A	R				
	その他のもの	七%	B10						
	パイナップル								
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ、レイシ、ベリー及びカムカム	六%	B10						
	桃及び梨	七%	B10	A					
	その他のもの	一二%	B10		R				
	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	六%	B10						
			G						
○八・一二	さくらんぼ	九・六%	B15	A					
○八一二・一〇	その他のもの	一七%	B15	R					
○八一二・九〇	バナナ、オレンジ及びグレープフルーツ（ポメロを含む。）								
	その他のもの								
	レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）	六%	B10						
	くり		G						
	その他のもの								
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ								

	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種	六%	B10						
○八・一三	その他のもの	六・四%	B7	A	A	A	A	A	A
	乾燥果実（第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの								
○八一三・一〇	あんず	九%	B7	A					
○八一三・二〇	プルーン	九%	B10	A	A				
○八一三・三〇	りんご								
○八一三・四〇	その他の果実								
	ベリー、パイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ及びサントル	六%	B5	A	A				
	その他のもの	九・六%	B10	A					
○八一三・五〇	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの	一二%	B10						
	ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇%を超えるもの（くり、くるみ、ピスタチオナット、第〇八〇二・九〇号のナット（ぴんろう子を除く。）又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。）								
	その他のもの								
○八一四・〇〇	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	六%	B10	A					
			G						

	第九類								
○九・〇一	コーヒー、茶、マテ及び香辛料								
	コーヒー（煎ってあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）								
○九〇一・一一	コーヒー（煎ったものを除く。）	一〇%	B5	A	A				
	カフェインを除いてないもの	一〇%	B5	A					
○九〇一・一二	カフェインを除いたもの								
	コーヒー（煎ったものに限る。）								
○九〇一・二一	カフェインを除いてないもの	一七%	B15	A	A				
○九〇一・二二	カフェインを除いたもの								
○九〇一・九〇	その他のもの								
○九・〇二	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）								
	緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	一七%	B15	A	A				
○九〇二・一〇	その他の緑茶（発酵していないものに限る。）								
	くず（飲用に適するものを除く。）								
○九〇二・二〇	その他のもの								
	紅茶	一七%	B15	A	A				
○九〇二・三〇	その他のもの								
	紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	一二%	B10	A					
○九〇二・四〇	紅茶	一七%	B15	A					
	その他のもの								
	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶								
○九〇二・九〇	くず（飲用に適するものを除く。）								
	その他のもの								
	紅茶	一七%	B15	A	A				
○九〇三・〇〇	その他のもの	六%	B10	A	A				
	マテ		G						
○九・〇四	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしょう属のペッパー								
○九〇五・〇〇	バニラ豆								